



埼玉県報

第 2 2 5 9 号
平成 2 3 年 2 月 4 日
金 曜 日

目 次

告示

- [特定非営利活動法人の合併に係る公告\(川越比企地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(川越比企地域振興センター東松山事務所\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(川越比企地域振興センター東松山事務所\)](#)
- [彩の国だよりの新聞折り込み及び配布業務に関する入札公告\(広聴広報課\)](#)
- [鴻巣都市計画生産緑地地区の変更\(みどり再生課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業支援課\)](#)
- [神鳥荻島土地改良区の役員退任届\(加須農林振興センター\)](#)
- [ヨーネ病疑似患畜の発生\(畜産安全課\)](#)
- [富士見市勝瀬原特定土地区画整理組合の解散認可\(市街地整備課\)](#)
- [埼玉県議会情報ネットワークのサーバ機器等の賃貸借に係る一般競争入札の公告\(総務課\)](#)
- [埼玉県議会だよりの新聞折り込み及び配布業務に関する入札公告\(政策調査課\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築基準法に基づく道路の位置の指定\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築基準法に基づく道路の位置の指定\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事のうち公共施設に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [水道用薬品の調達に関する入札公告\(水道施設課\)](#)
- [選挙管理委員会の開催\(選挙管理委員会\)](#)
- [政治資金規正法に基づく政治資金収支報告書\(平成21年分\)の要旨\(選挙管理委員会\)](#)

告 示

埼玉県告示第百五十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第三十四条第四項の規定により特定非営利活動法人の合併に係る認証について次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、合併趣旨書並びに合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-ngo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年二月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十三年一月三十一日

二 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本アイデア協会

三 代表者の氏名

井上 好弘

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市中央区八王子三丁目二十五番六号プリムローズ与野二〇三号

五 定款に記載された目的

この法人は、国民一人一人が持つ生活の知恵やアイデア等の知的財産を事業化させるために、知的財産の創造を促進し、知的財産の質を高め、交流や研修に関する事業を行い、もって地域社会へ貢献し、産業の発展に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第百五十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年二月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十三年一月二十七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ネオ・コミュニティ
- 三 代表者の氏名
内田 俊之
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県東松山市材木町七番十一号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、高齢者や単身者など日常生活に不便を感じている人に対し、家事・軽作業サービスを行い、生活向上・雇用創出および地域コミュニケーションに寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第百五十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年二月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十三年一月三十一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人比企フィルムコミッション
- 三 代表者の氏名
松坂 喜浩
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県東松山市大字正代一一七九番地
- 五 定款に記載された目的
この法人は、映像コンテンツ制作に係る支援を通じて、比企地域の映像コンテンツ産業を県内外・国内外に対して競争力のある産業とするために、企業・団体・職能者が協力し、地方自治体による政策と合わせて、社会教育的見地を併せもった人材の育成及び映像コンテンツ職能者の派遣、国際的な制作協力や市場開拓などに関する事業を行うことで、比企地域の映像コンテンツ産業の発展を促し、比企地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第百五十四号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり
一般競争入札に付する。

平成二十三年二月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

彩の国だよりの新聞折り込み及び配布業務 約 2,350 千部 × 12 回

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から平成 24 年 3 月 31 日まで

(4) 履行場所

県内全域

(5) 入札方法

入札金額は、各 1 部当たり（8 頁物・12 頁物）の単価にそれぞれの発行回数
を乗じて得た額の合計額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書
に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額をも
って落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者で
あるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 105 分の 100 に相当
する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しな
い者であること。
- (2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な
資格等に関する公示（平成 20 年埼玉県告示第 1032 号）に基づき、業種区分「催
物、映画及び広告の企画・製作並びにその他役務」のうち「広報紙新聞折り込み
及び配布」の A 等級に格付けされた者であること。
- (3) 過去 2 年間に於いて、県内全域での同日一斉新聞（3 紙以上）折り込み配布
部数について 190 万部以上の実績があること。
- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加
停止等の措置要綱（平成 21 年 3 月 31 日付け入審第 513 号）に基づく入札参加
停止措置を受けていない者であること。
- (5) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排
除措置要綱（平成 21 年 4 月 1 日付け入審第 97 号）に基づく入札参加除外措置
を受けていない者であること。
- (6) 連絡調整の担当者を常時 2 名以上配置し、配布が遅れることのないよう、指
示に速やかに対応できる体制をとれること。
- (7) 納入された「彩の国だよりの新聞」を一時保管する場所が確保できること。

- (8) 朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、産経新聞、日本経済新聞、埼玉新聞又は東京新聞を購読する埼玉県内の全世帯(埼玉県外の新聞販売店から配布が行われている世帯を含む。)に、「彩の国だより」を同日一斉に新聞折り込みをするための配布手順を示せること。

なお、この配布については、県の承認を得ないで、契約に係る権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは担保に供し、又は引き受けさせることなく履行するものであること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県県民生活部広聴広報課広報紙担当 岡田 電話 048-830-2857(直通)

- (2) 入札説明書の交付方法

この公告の日から上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)。

- (3) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県庁本庁舎1階 県民生活部会議室 平成23年3月23日(水)午前10時

- (4) 郵便による場合の入札書のあて先及び受領期限

埼玉県県民生活部広聴広報課広報紙担当 平成23年3月22日(火)午後5時

なお、書留郵便によること。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、次の算式により算定した額以上の金額を入札保証金として納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

入札書に記載する金額(各1部当たり(8頁物・12頁物)の単価にそれぞれの発行回数に乗じて得た額の合計額)×2,350千部×1.05×0.05

イ 契約保証金

契約の相手方は、次の算式により算定した額以上の金額を契約保証金として納付するものとする。ただし、財務規則第 81 条第 2 項の規定に該当する場合は、免除する。

契約単価（各 1 部当たり（8 頁物・12 頁物）の単価にそれぞれの発行回数を乗じて得た額の合計額）× 2,350 千部 × 1.05 × 0.1

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を上記 3 (1) の提出場所に平成 23 年 3 月 1 日（火）午後 5 時まで提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第 97 条又は埼玉県の商品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年埼玉県規則第 106 号）第 9 条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第 94 条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2) に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成 23 年 2 月 20 日（日）までに、埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当（電話 048-830-5775（直通） 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号）に提出すること。

(9) 支払条件

ア 発注者埼玉県は、折り込み及び配布業務の完了の都度、受注者の支払請求に基づき、代金を支払うものとする。

イ 発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) 特記事項

平成 23 年度の歳入歳出予算が議決されなかったとき又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があったときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be required: Distribution and newspaper insertion of "The 'Sai-no-Kuni' Monthly(Sai-no-Kuni Dayori)" 2,350,000 copies twelve times per year
- (2) Time-limit for tender: 10:00 a.m.23, March, 2011. (tender submitted by mail 5:00 p.m.22, March, 2011)
- (3) Contact point for the notice: Public Relations Division, Department of Public Services, Saitama Prefectural Government, 3-15-1, Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301, Telephone 048-830-2857

告 示

埼玉県告示第百五十五号

鴻巣市から鴻巣都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生課において縦覧に供する。

平成二十三年二月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告示

埼玉県告示第百五十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年二月四日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

東川口第二FTビル

川口市東川口三丁目一番六号外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

（変更前）株式会社りそな銀行 代表取締役 西島康二

（変更後）株式会社りそな銀行 代表取締役 中村重治

小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

（変更前）株式会社西友 代表取締役 渡邊紀征

東京都豊島区東池袋三丁目一番一号

サトームセン株式会社 代表取締役 佐藤博

東京都千代田区外神田一丁目十一番十一号

（変更後）合同会社西友 職務執行者 野田亨

東京都北区赤羽二丁目一番一号

株式会社ヤマダ電機 代表取締役 一宮忠男

群馬県高崎市栄町一番一号

ハ 変更年月日

平成二十二年二月一日外

二 届出年月日

平成二十三年一月二十四日

二 縦覧期間

平成二十三年二月四日から平成二十三年六月六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に

対し、意見書の提出により、これを述べる事ができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年二月四日から平成二十三年六月六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

告 示

埼玉県告示第百五十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年二月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ラ・ヴィーニユビル

新座市野火止五丁目二番六十号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

（変更前） あさひ信託銀行株式会社 代表取締役 平塚宗臣

さいたま市高砂二丁目六番五号

（変更後） 株式会社りそな銀行 代表取締役 中村重治

大阪府大阪府中央区備後町二丁目二番一号

小売業を行う者の代表者の氏名

（変更前） 株式会社与野フードセンター 代表取締役 正野三郎

日本トイザラス株式会社 代表取締役 ジョーン・W・ドノバン

（変更後） 株式会社与野フードセンター 代表取締役 植松秀夫

日本トイザラス株式会社 代表取締役 モニカ・メルツ

ハ 変更年月日

平成二十年六月二十五日外

ニ 届出年月日

平成二十三年一月二十四日

二 縦覧期間

平成二十三年二月四日から平成二十三年六月六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べる事ができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年二月四日から平成二十三年六月六日まで

□ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

告 示

埼玉県告示第百五十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、神鳥荻島土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十三年二月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

職 名 氏 名 住 所

理 事 須 藤 洋 一 羽生市大字喜右エ門新田一〇五四番地

告示

埼玉県告示第百五十九号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により次のとおり患畜等について届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十三年二月四日

埼玉県知事 上田清司

| | | | | | | | |
|---|------|----------------|-----------------|------------|------------------|------------------|--------|
| 牛 | ヨ―ネ病 | 伝染病及び 家畜の種類 | 患畜及び 疑似患畜の区分 | 頭数又は 群数 | 発生場所又は 区 域 | 発生年月日 | 処 置 |
| | 疑似患畜 | | | 一頭 | 熊谷市 | 平成二十三年 一月二十七日 | 隔 離 |

告 示

埼玉県告示第百六十号

土地区画整理法昭和二十九年法律第百十九号（第四十五条第二項の規定により、
富士見市勝瀬原特定土地区画整理組合の解散を認可した。

平成二十三年二月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第百六十一号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり
一般競争入札に付する。

平成二十三年二月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県議会情報ネットワークのサーバ機器等の賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成23年5月16日(月)から平成27年5月15日(金)まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県議会事務局総務課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成20年埼玉県告示第1032号)に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。
- (6) I S M S 認証又はプライバシーマークの認定を受けている者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県議会事務局総務課IT・情報公開担当 上田 電話048-830-6048（直通）

- (2) 入札説明書の交付方法

- ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

- 埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

- イ 紙媒体による場合

- 上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

- 上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (4) 入札書受付期間

- ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

- 競争入札参加資格の確認を得た日から平成23年3月18日（金）午前11時30分まで

- イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

- (ア) 郵送の場合

- 競争入札参加資格の確認を得た日から平成23年3月17日（木）午後5時まで

- なお、書留郵便によること。

- (イ) 持参の場合

- 競争入札参加資格の確認を得た日から平成23年3月17日（木）午後5時まで

- (5) 開札の場所及び日時

- 埼玉県議会事務局総務課 平成23年3月18日（金）午後1時

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

- 日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成23年3月2日(水)午後5時までに提出し、競争入札参加資格(上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。)の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成23年2月16日(水)までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格

審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話
048-830-5775（直通））へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を
受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Lease of network appliances and terminals for Saitama Prefectural Assembly
Information Network including installation, setting, operation and
maintenance.

(2) Deadline for Submissions:

By registered mail or in person: by 5:00 p.m., March 17, 2011

By the electronic bidding system: by 11:30 a.m., March 18, 2011

(3) Contact Information:

General Affairs Division, Saitama Prefectural Assembly Secretariat

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

Telephone 048-830-6048

告 示

埼玉県告示第百六十二号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり
一般競争入札に付する。

平成二十三年二月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

「埼玉県議会だより」新聞折り込み及び配布業務
2,337,700部×4回

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から平成24年3月31日(土)まで

(4) 履行場所

県内全域

(5) 入札方法

入札書には、8ページ物(2回)1部当たりの単価、4ページ物(2回)1部当たりの単価及び各単価に予定数量と回数に乗じて得た額の合計額を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された合計額に当該合計額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった合計額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成22年埼玉県告示第1075号)に基づき、業種区分「催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他役務」においてA等級に格付けされ、「広報紙新聞折り込み及び配布」を行う者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加排除措置を受けていない者であること。

(5) 連絡調整のための担当者を2名以上配置し、配布が遅れることのないよう、

速やかに指示に対応できる体制がとれること。

- (6) 納入された「埼玉県議会だより」を一時保管する場所を確保できること。
- (7) 朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、産経新聞、日本経済新聞、東京新聞又は埼玉新聞を購読する県内の全世帯（県外の新聞販売店から配布が行われている世帯を含む。）に、「埼玉県議会だより」を一斉に新聞折り込みするための配布手順を示せること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県議会事務局政策調査課広報担当 鈴木 電話048-830-6257（直通）
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法
上記(1)の交付場所において交付する。
- (3) 入札・開札の場所及び日時
埼玉県議会事務局総務課分室 平成23年4月5日（火）午後2時
- (4) 郵便による場合の入札書の宛先及び受領期限
埼玉県議会事務局政策調査課広報担当 平成23年4月4日（月）午後5時
なお、書留郵便によること。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、次の算式により算定した額以上の金額を入札保証金として納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

$$\left(\text{入札書に記載する金額} \left(8 \text{ ページ物 } 1 \text{ 部当たりの単価} \right) \times 2,337,700 \text{ 部} \times 2 \text{ 回} + \text{入札書に記載する金額} \left(4 \text{ ページ物 } 1 \text{ 部当たりの単価} \right) \times 2,337,700 \text{ 部} \times 2 \text{ 回} \right) \times 1.05 \times 0.05$$

イ 契約保証金

契約の相手方は、次の算式により算定した額以上の金額を契約保証金として納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

$$\left(\text{契約単価} \left(8 \text{ ページ物 } 1 \text{ 部当たりの単価} \right) \times 2,337,700 \text{ 部} \times 2 \text{ 回} + \text{契約単}$$

価（４ページ物１部当たりの単価）×2,337,700部×2回）×1.05×0.1

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を上記3(1)の提出場所に平成23年3月23日（水）までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の商品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要な事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成23年2月21日（月）までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、折り込み及び配布業務の完了の都度、受注者から提出された報告書に基づき検査を行い、当該検査後、適法な請求書を受理した日から30日以内に当該委託料を受注者に支払うものとする。

(10) 特記事項

平成23年度の歳入歳出予算が議決されなかったとき又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があったときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be required: Distribution and newspaper insertion of “ Saitama Prefectural Assembly News ” 2,337,700 copies four times per year
- (2) Time-limit for tender : 2:00 p.m. , April 5, 2011(tender submitted by mail 5:00 p.m. , April 4, 2011)
- (3) Contact point for the notice: Public Relations Group, Legislature and Research Division, Saitama Prefectural Assembly Secretariat, Takasago 3-15-1,Urawa-ku,Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301,Telephone 048-830-6257

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年二月四日

埼玉県川越建築安全センター所長 若林 祥文

一 許可番号

平成二十二年十月一日

指令川建セ第二二 八九 号

二 検査済証番号

平成二十三年二月一日

川建セ第二二 一二一 号

三 開発区域に含まれる地域の名称

入間郡越生町大字如意字道内七一一番九

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

入間郡越生町越生東二丁目七番地八

有限会社 才才ノ建築設計室 代表取締役 大野 充哉

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十三年二月四日

埼玉県川越建築安全センター所長 若林祥文

| | |
|------------------------------------|---|
| 十二号 | 指 定 番 号 |
| 建築基準法 第四十二条 第一項第四号 | 指 定 道 路 の 種 類 |
| 平成二十三年二月 一日 | 指 定 の 年 月 日 |
| 三芳町大字藤久保字北松原元上南畑分三八七五の二 〽三八八七の四 | 指 定 道 路 の 位 置 |
| 一〇八・七五メートル | 指 定 道 路 の 延 長 (単 位 メ ー ト ル) |
| 六・〇〇メートル | 指 定 道 路 の 幅 員 (単 位 メ ー ト ル) |

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十三年二月四日

埼玉県越谷建築安全センター所長 橘

裕 子

| 指 定 番 号 | 指定道路の種類 | 指定の年月日 | 指 定 道 路 の 位 置 | 指定道路の延長 (単位メートル) | 指定道路の幅員 (単位メートル) |
|---------|--------------------------|-----------------|--|---|---|
| 第八号 | 建築基準法 第四十二条 第一項第四号 | 平成十二年 一月二十一日 | <p>埼玉県二郷市花和田字助野四四三番地地先から 埼玉県二郷市花和田字木之下五八五番地一地先まで</p> <p>埼玉県二郷市彦江一丁目一七七番地地先まで</p> <p>埼玉県二郷市彦江一丁目二番地地先から</p> <p>埼玉県二郷市花和田字助野四六九番地地先まで</p> <p>埼玉県二郷市番匠免一丁目七番地一地先から</p> <p>埼玉県二郷市番匠免一丁目二六番地一地先まで</p> <p>埼玉県二郷市彦江一丁目四一番地地先から</p> <p>埼玉県二郷市彦江一丁目一九番地地先まで</p> <p>埼玉県二郷市花和田字助野四六三番地一地先から</p> <p>埼玉県二郷市花和田字助野五五七番地一地先まで</p> <p>埼玉県二郷市花和田字助野五三三番地地先まで</p> <p>埼玉県二郷市彦江一丁目五九番地地先から</p> <p>埼玉県二郷市番匠免一丁目七五番地地先まで</p> <p>埼玉県二郷市花和田字助野五三三番地地先から</p> <p>埼玉県二郷市花和田字助野五一九番地地先まで</p> <p>埼玉県二郷市花和田字木之下五五八番地一地先から</p> <p>埼玉県二郷市花和田字木之下五八二番地一地先まで</p> | <p>九・</p> <p>五九・</p> <p>一五・</p> <p>九一・</p> <p>四八・</p> <p>二七四・</p> <p>二二四・</p> <p>三五二・</p> <p>二・</p> <p>一六・</p> <p>五四・</p> | <p>四・</p> <p>四・</p> <p>八・</p> <p>八・</p> <p>八・</p> <p>八・</p> <p>九・</p> <p>二二・</p> <p>一六・</p> <p>一六・</p> <p>二一・</p> |

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事のうち次の公共施設に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年二月四日

埼玉県越谷建築安全センター所長 橘 裕 子

一 許可番号

平成二十三年一月二十七日

指令越建セ第二二〇〇四三一号

二 検査済証番号

平成二十三年二月一日

越建セ第三九二一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡杉戸町大字宮前字登戸四〇―二外二十二筆

四 公共施設の種類、位置及び区域

道路

北葛飾郡杉戸町大字宮前字登戸四〇―二外二十筆

五 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛飾郡杉戸町清地二―九―二九

杉戸町長 古谷 松雄

告 示

埼玉県公営企業告示第一号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり
一般競争入札に付する。

平成二十三年二月四日

埼玉県公営企業管理者 後 閑 博

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量（単価契約）

以下の物品ごとに入札に付する。

- ア 水道用ポリ塩化アルミニウム 9,779 トン
- イ 水道用液体塩素 815 トン
- ウ 水道用次亜塩素酸ナトリウム 1,157 トン
- エ 水道用粉末活性炭(ウェット炭) 211 トン
- オ 水道用粉末活性炭(ドライ炭) 144 トン

(2) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間

- ア、イ、ウ 平成 23 年 4 月 1 日から平成 23 年 9 月 30 日まで
 - エ、オ 平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで
- （詳細は入札説明書による。）

(4) 納入場所

埼玉県大久保浄水場ほか 4 浄水場（詳細は入札説明書による。）

(5) 入札方法

本件入札は「埼玉県電子入札共同システム」（以下「システム」という。）により行う。ただし、システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送による入札も認める。また、入札金額は 1 トン当たりの単価を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱（平成 20 年 8 月 1 日）に基づき、「物品の販売」の A 等級に格付された者で「工業用薬品」に登録された者であること。
- (3) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成 21 年 4 月 1 日）に基づく入札参加停止等の措置を受けていない

者であること。

(4) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県契約に係る暴力団排除措置要綱（平成 21 年 4 月 1 日）に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

(5) 購入物品について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 14 番 21 号 埼玉県企業局
水道施設課水質担当 走出 真 電話 048-830-7071（直通）

(2) 入札説明書及び仕様書の入手方法

システムからダウンロードして入手すること。ただし、ダウンロードできない場合は、上記問い合わせ先まで連絡すること。

(3) 入札書受付期間

ア システムを使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成 23 年 3 月 22 日（火）午後 5 時まで。

イ 紙媒体の入札書を郵送する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成 23 年 3 月 22 日（火）午後 5 時まで（必着）。なお、書留郵便又は簡易書留郵便によること。

(4) 開札の場所及び日時

ア 開札場所

埼玉県職員会館 2 階 埼玉県企業局財務課執務室

なお、開札への立会いは不要とする。

イ 開札日時

(ア) 水道用ポリ塩化アルミニウム 平成 23 年 3 月 23 日（水）午前 10 時 00 分

(イ) 水道用液体塩素 平成 23 年 3 月 23 日（水）午前 10 時 30 分

(ウ) 水道用次亜塩素酸ナトリウム 平成 23 年 3 月 23 日（水）午前 11 時 00 分

(エ) 水道用粉末活性炭（ウェット炭）平成 23 年 3 月 23 日（水）午後 1 時 30 分

(オ) 水道用粉末活性炭（ドライ炭）平成 23 年 3 月 23 日（水）午後 2 時 00 分

(5) 紙媒体による入札書を郵送する場合のあて先

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 14 番 21 号

埼玉県企業局財務課契約担当 電話 048-830-7035（直通）

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は見積もった契約金額に 1 (1) に定める予定数量を乗じた金額に入札保証金の率 (100 分の 5 以上) を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県公営企業財務規程 (昭和 39 年埼玉県公営企業管理規程第 5 号、以下「財務規程」という。) 第 123 条第 2 項の規定に該当する場合は免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に 1 (1) に定める予定数量を乗じた金額に契約保証金の率 (100 分の 10 以上) を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第 110 条第 2 項第 1 号の規定に該当する場合は免除する。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を次のいずれかの方法により平成 23 年 2 月 25 日 (金) 午後 5 時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(ア) システムを利用する場合

システムから確認申請する。

(イ) 紙媒体の入札書を郵送する場合

3 (1) の場所に郵送 (書留郵便又は簡易書留) により提出する。

イ 入札者は、3 「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札

ウ 財務規程第 127 条又は埼玉県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程 (平成 7 年埼玉県公営企業管理規程第 13 号) 第 9 条の規定に該当する入札

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第 124 条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当(電話 048-830-5775(直通)〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号)に提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) 特記事項

本件入札は、対象となる物品の調達に係る予算が議決されなかったときまたは減額があったときは、調達手続を延期または停止することがある。

(11) その他詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of Water supply Chemicals to be purchased:

- a) Polyaluminium Chloride 9,779 tons
- b) Liquefied Chlorine 815 tons
- c) Sodium hypochlorite 1,157 tons
- d) Powdered Activated Carbon 211 tons
- e) Dry Powdered Activated Carbon 144 tons

(2) Time-limit for tender:

By the electronic tender system: 5:00 p.m.22, March, 2011.(Tendering by registered mail must be received by 5:00 p.m.22, March, 2011)

(3) Contact point for notice:

Waterworks Facilities Division, Public Enterprise Bureau, Saitama Prefectural Government, Takasago 3-14-21, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-0063 Japan, Telephone: 048-830-7071

告 示

埼玉県選管告示第十八号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成二十三年二月四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤

憲

一 日時 平成二十三年二月七日 午後三時

二 場所 埼玉県選挙管理委員会室

三 議題

イ 埼玉県議会議員一般選挙について

ロ その他

告 示

埼玉県選管告示第十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第三条第一項に規定する政治団体から、同法第十二条第一項の規定による平成二十一年分の収支報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定により次のとおりその要旨を公表する。

平成二十三年二月四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

政治団体の名称 自由民主党総合教育研埼玉支部

報告年月日 平成22年11月11日

1 収入・支出の総額

| | |
|----------|---------|
| (1) 収入総額 | 16,268円 |
| ア 前年繰越額 | 8,437円 |
| イ 本年収入額 | 7,831円 |
| (2) 支出総額 | 0円 |

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア 本部又は支部から供与された交付金に係る収入

(ア) 自由民主党埼玉県支部連合会 7,800円

イ その他の収入

 10万円未満の収入 31円

合 計 7,831円

政治団体の名称 自由民主党日高支部

報告年月日 平成22年11月2日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 1,999,737円

 ア 前年繰越額 893,548円

 イ 本年収入額 1,106,189円

(2) 支出総額 668,888円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア 寄附

(ア) 寄附

 a 政治団体からの寄附 100,000円

イ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入

(ア) 自由民主党埼玉県第9選挙区支部 400,000円

(イ) 自由民主党埼玉県支部連合会 606,000円

ウ その他の収入

 10万円未満の収入 189円

合 計 1,106,189円

[寄附の内訳]

ア 政治団体からの寄附

| (寄附者の名称) | (金額) | (事務所の所在地) |
|------------|----------|-----------|
| 新大野会 | 100,000円 | 狭山市 |
| (2) 支出の内訳 | | |
| ア 経常経費 | | |
| (ア) 事務所費 | | 129,064円 |
| イ 政治活動費 | | |
| (ア) 組織活動費 | | 519,824円 |
| (イ) その他の経費 | | 20,000円 |
| 合計 | | 668,888円 |

政治団体の名称 上尾市医師連盟
 報告年月日 平成22年 9月16日

1 収入・支出の総額

| | |
|----------|-------------|
| (1) 収入総額 | 20,275,682円 |
| ア 前年繰越額 | 16,470,412円 |
| イ 本年収入額 | 3,805,270円 |
| (2) 支出総額 | 3,629,312円 |

2 収入・支出の内訳

| | |
|-----------------|------------|
| (1) 収入の内訳 | |
| ア 個人の負担する党費又は会費 | 3,454,500円 |
| | (73人) |
| イ 寄附 | |
| (ア) 寄附 | |
| a 政治団体からの寄附 | 288,000円 |
| ウ その他の収入 | |
| 10万円未満の収入 | 62,770円 |

合計 3,805,270円

[寄附の内訳]

ア 政治団体からの寄附

| (寄附者の名称) | (金額) | (事務所の所在地) |
|------------|----------|------------|
| 埼玉県医師連盟 | 288,000円 | さいたま市 |
| (2) 支出の内訳 | | |
| ア 政治活動費 | | |
| (ア) 選挙関係費 | | 901,647円 |
| (イ) 寄附・交付金 | | 2,555,000円 |
| (ウ) その他の経費 | | 172,665円 |
| 合計 | | 3,629,312円 |

3 資産等の内訳

| | |
|------------|-------------|
| (1) 預金又は貯金 | |
| (残高) | 10,000,000円 |

政治団体の名称 新しい街づくりを考える会
 資金管理団体の届出をした者の氏名 小谷野 五雄
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 埼玉県議会議員
 報告年月日 平成22年11月 2日

1 収入・支出の総額

| | |
|----------|------------|
| (1) 収入総額 | 1,250,000円 |
| ア 前年繰越額 | 500,000円 |
| イ 本年収入額 | 750,000円 |
| (2) 支出総額 | 0円 |

2 収入・支出の内訳

| | |
|-----------|--|
| (1) 収入の内訳 | |
|-----------|--|

ア 寄附

(ア) 寄附

a 政治団体からの寄附 750,000円

合 計 750,000円

[寄附の内訳]

ア 政治団体からの寄附

(寄附者の名称) (金額) (事務所の所在地)

自由民主党埼玉県支部連合会 300,000円 さいたま市

自由民主党埼玉県第9選挙区支部 250,000円 入間市

世界システム研究所 200,000円 入間市

政治団体の名称 新しい三郷をつくる会

報告年月日 平成22年9月16日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 135,123円

ア 前年繰越額 135,123円

イ 本年収入額 0円

(2) 支出総額 0円

政治団体の名称 いきいき埼玉を創る会

報告年月日 平成22年11月9日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 0円

ア 前年繰越額 0円

イ 本年収入額 0円

(2) 支出総額 0円

政治団体の名称 石川会

資金管理団体の届出をした者の氏名 石川 下公

資金管理団体の届出に係る公職の種類 越谷市議会議員

報告年月日 平成22年12月2日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 0円

ア 前年繰越額 0円

イ 本年収入額 0円

(2) 支出総額 0円

政治団体の名称 石川もときみ後援会

報告年月日 平成22年12月2日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 0円

ア 前年繰越額 0円

イ 本年収入額 0円

(2) 支出総額 0円

政治団体の名称 小谷野五雄後援会

報告年月日 平成22年11月2日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 0円

ア 前年繰越額 0円

イ 本年収入額 0円

(2) 支出総額 0円

政治団体の名称 須藤哲也後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 須藤 哲也
資金管理団体の届出に係る公職の種類 草加市議会議員
報告年月日 平成22年 9月28日

1 収入・支出の総額
(1) 収入総額 155,220円
ア 前年繰越額 155,220円
イ 本年収入額 0円
(2) 支出総額 0円

政治団体の名称 高橋ブラクソン久美子とすすむ会
資金管理団体の届出をした者の氏名 高橋 ブラクソン 久美子
資金管理団体の届出に係る公職の種類 狭山市議会議員
報告年月日 平成22年10月20日

1 収入・支出の総額
(1) 収入総額 537,691円
ア 前年繰越額 0円
イ 本年収入額 537,691円
(2) 支出総額 537,691円

2 収入・支出の内訳
(1) 収入の内訳
ア 個人の負担する党費又は会費 40,000円
(40人)
イ 寄附
(ア) 寄附
a 個人からの寄附 497,691円
合計 537,691円

[寄附の内訳]

ア 個人からの寄附
(寄附者の氏名) (金額) (住所)
高橋 ブラクソン 久美子 432,491円 狭山市
その他の寄附 65,200円
(2) 支出の内訳
ア 経常経費
(ア) 事務所費 234,748円
イ 政治活動費
(ア) 機関紙誌の発行その他の事業費 302,943円
a 機関紙誌の発行事業費 302,943円
合計 537,691円

政治団体の名称 原 たけのり後援会
報告年月日 平成22年10月19日

1 収入・支出の総額
(1) 収入総額 0円
ア 前年繰越額 0円
イ 本年収入額 0円
(2) 支出総額 0円

政治団体の名称 武友会
資金管理団体の届出をした者の氏名 原 武範
資金管理団体の届出に係る公職の種類 三芳町議会議員
報告年月日 平成22年10月19日

1 収入・支出の総額
(1) 収入総額 0円
ア 前年繰越額 0円

| | |
|----------|----|
| イ 本年収入額 | 0円 |
| (2) 支出総額 | 0円 |

政治団体の名称 吉田たかやす後援会

報告年月日 平成22年11月25日

1 収入・支出の総額

| | |
|----------|---------|
| (1) 収入総額 | 38,000円 |
| ア 前年繰越額 | 0円 |
| イ 本年収入額 | 38,000円 |
| (2) 支出総額 | 38,000円 |

2 収入・支出の内訳

| | |
|-----------------|---------|
| (1) 収入の内訳 | |
| ア 個人の負担する党費又は会費 | 38,000円 |
| | (38人) |

合計 38,000円

| | |
|-----------|---------|
| (2) 支出の内訳 | |
| ア 政治活動費 | |
| (ア) 組織活動費 | 38,000円 |

合計 38,000円